

生活保護まるわかりQ&A

生活保護についてのよくある質問

- Q1 申請から決定までどれくらいかかるの？
- Q2 収入があっても生活保護は受けられるの？
- Q3 自動車があっても生活保護は受けられるの？
- Q4 持家があっても生活保護は受けられるの？
- Q5 借金があっても生活保護は受けられるの？
- Q6 生活保護を受けると親族に知られるの？
- Q7 子どもと一緒に住んでいるけれど、私だけ生活保護を受けられるの？
- Q8 支給される家賃の上限額っていくらなの？
- Q9 生活保護費ってどれくらいもらえるの？
- Q10 生活保護になったら働かなくても良いの？

Q 生活保護はだれでも申請できるの？

A はい。生活保護は国民の権利です。
生活が苦しいと感じたら、ためらわず
にご相談ください。



Q1 申請から決定まで
どれくらいかかるの？

A 生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険、不動産等）を行った上で、申請日から**原則14日以内**に生活保護が受給となるかどうか判断します。

なお、調査に日時を要する特別な理由がある場合は**最長30日**までに判断します。



Q2 収入があっても
生活保護は受けられるの？

A **働いていて、就労収入がある方や年金受給中の方でも、その収入および資産が厚生労働大臣の定める基準（最低生活費）に満たない場合に生活保護を受給することができます。**

この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。



Q3 自動車があっても
生活保護は受けられるの？

A 自動車があるために**生活保護を受給できないということはありません。**

自動車は『資産』になるので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用してもらうこととなります。

ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な場合の通勤や通院等のための自動車の保有を認められることがありますので、ご相談ください。

Q4 持家があっても
生活保護は受けられるの？

A 持家も自動車と同じように『資産』となるので、原則として売却し、その売却金を生活の維持のために活用していただきます。

ただし、実際に居住しており、処分価値が低い場合などは、この限りではありません。



Q5 借金があっても
生活保護は受けられるの？

A 借金があるために**生活保護を受給できない**ということはありません。

ただし、生活保護費は最低限度の生活の維持を保証するものであり、借金の返済にあてるためのものではありません。

そのため、**借金の整理を行うよう、法律の専門家などをご案内させていただきます。**



Q6 生活保護を受けると
親族に知られるの？

A 生活保護を申請すると、親、子ども、兄弟姉妹などの親族に対して、**申請した人を精神的、経済的に援助できるかどうか確認する扶養照会をします。**

ただし、親族との間に特別な事情（著しい関係不良など）がある場合はお申し出ください。

申請に係る調査を行う中で、生活歴などのお話を伺い、**明らかに扶養が期待できないと判断した場合は、扶養照会を行いません。**

Q7 子どもと一緒に住んでいるけど、私だけ生活保護を受けられるの？

A 生活保護は、生計が同じと判断される場合、**世帯全員を保護の対象**とします。世帯の一部の人だけが保護を受けることはできません。

ただし、特別な事情がある場合には国の定めた基準に基づいて、世帯の一部の人だけを保護する（または、保護しない）ことができます。



Q8 松本市内に住んで
支給される家賃の上限額っていくらなの？

A 世帯の人数により、家賃の上限額が定められています。



世帯人数	上限額
1人	35,000円
2人	42,000円
3人	46,000円
4人	
5人	

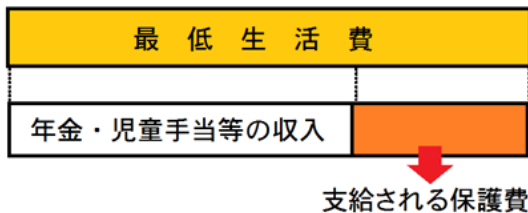
Q9 生活保護費って
どれくらいもらえるの？

A 収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、**最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。**

※最低生活費はお住いの地域や世帯の構成等により異なります。

なお、生活扶助基準（食費・被服費・光熱水費等に対応するもの）の額の例は、以下のとおりです。また、生活扶助のほか、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給されます。

◆支給される保護費のイメージ



◆生活扶助基準額の例(R4.3.31現在)

世帯構成（例）	最低生活費 (家賃、医療費等を除く)
高齢単身世帯 (70歳)	69,530円
高齢夫婦世帯 (72歳男、67歳女)	112,190円
3人世帯 (33歳男、29歳女、 4歳子)	137,170円
母子世帯 (30歳女、9歳子、 4歳子)	136,000円

Q10 生活保護になったら
働かなくても良いの？

A 生活保護は皆さんの自立を助長することを目的としています。働ける人は、能力に応じて、**働く必要があります。**就労の実現が困難な方には、専門の支援員が就労支援を行っています。

対象者に合わせた求人情報の提供、ハローワークや関係機関との連携による支援も行います。



相談・申請窓口

〈松本市健康福祉部生活福祉課〉

〒390-8620
松本市丸の内3-7
松本市役所東庁舎1階

電話：0263(34)3211
ファクス：0263(36)9119
E-mail：
s-seiho@city.matsumoto.lg.jp